IASB[®] Update



From the International Accounting Standards Board

IASB Update 2020 年 5 月

IASB Update は、国際会計基準審議会(審議会)の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2020 年 5 月 20 日から 21 日にリモートアクセスで会議を行った。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- IFRS 第 17 号「保険契約」の修正
- 経営者による説明
- リサーチ・プログラムのアップデート
- 維持管理及び一貫した適用
- IBOR 改革と財務報告への影響 フェーズ 2
- 開示に関する取組み ─ 会計方針

関連情報

今後の IASB 会議 :

2020年6月22-26日2020年7月20-24日2020年9月21-25日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は **こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議 の要約のオーディオ(ポッドキャスト)は**こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は **こちら**

IFRS 第 17 号「保険契約」の修正(アジェンダ・ペーパー2 及び 2A)

審議会は 2020 年 5 月 20 日に会合し、IFRS 第 17 号「保険契約」の修正の書面投票プロセスの間に識別された整理論点について議論した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 保険契約グループの契約上のサービス・マージンの当初測定に、当該グループが認識される前に 認識された当該グループに関連するキャッシュ・フローに係る資産又は負債の認識の中止の影響 を含めることを企業に要求する。
- b. 他の IFRS 基準が、関連する保険契約グループを認識する前に将来の保険獲得キャッシュ・フローに係る負債を認識することを企業に要求している場合には、当該キャッシュ・フローに係る資産も認識することを企業に要求する。
- c. 保有している再保険契約でカバーされている基礎となる不利な保険契約と企業が発行している他の不利な保険契約を企業が一緒にグルーピングしている場合に、保有している再保険契約による損失の回収に関してのIFRS 第 17 号の要求事項を適用するために規則的かつ合理的な配分方法を使用することを企業に要求する。
- d. 企業が保険契約の条件に基づいて保険契約者に個別に請求可能な法人所得税に係る金額を純損益 に認識する場合に、保険収益を認識することを企業に要求する。
- e. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の定義に、企業が発行した保険契約に基づくすべての義務を含める。

f. IFRS 第 17 号の B96 項(c)を修正して、支払われると予想されていなかった期間に支払われるか 又は支払われると予想されていた期間に支払われない投資要素に係る保険金融収益又は費用の取 扱いを明確化する。

14 名の審議会メンバー全員が(a)から(b)及び(d)から(e)に記述した決定に賛成した。14 名の審議会メンバーのうち 12 名が(c)に記述した決定に賛成した。

審議会は、IFRS 第 17 号におけるその他の包括利益オプション及びリスク軽減オプションを次のよう に修正することも暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号の第 88 項及び第 89 項は、リスク軽減オプションの適用から生じる保険金融収益又は費用には適用されない旨を定める。
- b. リスク軽減オプションの適用から生じる保険金融収益又は費用の表示方法を定める新たな要求事項をリスク軽減オプションに追加する。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は「IFRS 第 17 号の修正」を 2020 年 6 月末近辺に公表する見込みである。

経営者による説明(アジェンダ・ペーパー15)

審議会は 2020 年 5 月 20 日に会合し、改訂後の IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」(実務記述書)に含めるべき開示目的及び補強的なガイダンスについて議論した。審議会は、リスク(アジェンダ・ペーパー15A)及び企業の外部環境(アジェンダ・ペーパー15B)を検討した。

審議会は、開示目的において、経営者による説明は投資者及び債権者が次のことを理解するのに役立てるための情報及び分析を提供すべきである旨を定めることを暫定的に決定した。

- a. 企業の次のものを崩壊させる可能性のあるリスク
 - i. 事業モデル
 - ii. 当該モデルの維持及び発展についての経営者の戦略
 - iii. 資源及び関係
- b. 企業が営業している環境が次のものにどのように影響を与えるのか
 - i. 事業モデル
 - ii. 事業モデルの維持及び発展についての経営者の戦略
 - iii. 資源及び関係
 - iv. リスク

審議会は、開示目的において、投資者及び債権者は経営者による説明における情報及び分析を次のことを評価するために使用する旨を定めることを暫定的に決定した。

- a. リスクに関して
 - i. 企業が価値を創造しキャッシュ・フローを生み出す能力に対する将来の崩壊の大きさ及び 生じやすさ
 - ii. 企業の経営者がどれだけ有効にリスクを識別し管理しているか
- b. 企業の外部環境に関して
 - i. 外部環境における要因及び趨勢が企業にどのように影響を与えるか

ii. 経営者はそうした要因及び趨勢をどれだけ有効に監視し対応しているか

審議会は、開示目的において、経営者による説明に含まれる情報及び分析は次のようにすべきであると定めることを暫定的に決定した。

- a. 主要なリスクに焦点を当て、次のことを扱う。
 - i. リスク及び当該リスクに対する企業のエクスポージャーの記述
 - ii. 企業の経営者がリスクをどのように監視し管理しているか、また、崩壊が生じるとした場合には、どのように崩壊を緩和するか
- b. 外部環境における主要な要因及び趨勢に焦点を当て、次のことを扱う。
 - i. 要因及び趨勢の記述
 - ii. それらの要因及び趨勢は企業にどのように影響を与えるか
 - iii. 経営者はそれらの要因及び趨勢にどのように対応しているか

14名の審議会メンバーのうち13名がリスクについての開示目的に関する決定に賛成し、14名の審議会メンバー全員が外部環境についての開示目的に関する決定に賛成した。

審議会は、次のことを定めることも暫定的に決定した。

- a. 主要なリスクとは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を崩壊させる可能性 のあるリスクである。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- b. 外部環境における主要な要因及び趨勢とは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す 能力に影響を与える要因及び趨勢である。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、改訂後の実務記述書において、外部環境における主要なリスク並びに主要な要因及び趨勢は、企業の経営者が監視し管理しているリスク、趨勢及び要因であることを強調したいと考えている。

審議会は、リスク及び外部環境ついての考え得る補強的なガイダンスについても議論した。審議会は 何も決定を求められなかった。

審議会は、機会については議論しなかった。審議会は 2020 年 4 月に機会の報告に関するガイダンスについて、企業の戦略に関するガイダンスの一部として議論した。

今後のステップ

審議会の次の議論は、どのような情報を経営者による説明が企業の業績、財政状態及び進捗状況について提供すべきか、経営者による説明における情報の集約及び実務記述書の位置付けを扱う予定である。

リサーチ・プログラムのアップデート (アジェンダ・ペーパー8)

審議会は 2020 年 5 月 21 日に会合し、リサーチ・プログラムについてのアップデートを受けた。審議会の作業計画(リサーチ・プログラムを含む)に関する情報は、ここで入手可能である。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、リサーチ・プログラムについての次回のアップデートを 3 か月又は 4 か月後に受ける予定である。

維持管理及び一貫した適用(アジェンダ・ペーパー12-12B)

審議会は 2020 年 5 月 21 日に会合し、IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用に関する下記のトピックについて議論した。

セール・アンド・リースバックにおけるリース負債(アジェンダ・ペーパー12A)

審議会は、IFRS 第 16 号「リース」の修正案への移行及び早期適用に関する要求事項について議論した。審議会は、デュー・プロセス(書面投票プロセスを開始する許可を含む)についても議論した。

IFRS 第 16 号の修正案は、売手である借手が IFRS 第 16 号の事後測定の要求事項をセール・アンド・リースバック取引で生じるリース負債にどのように適用するのかを定めることになる。

経過措置

審議会は、売手である借手に対し、IFRS 第 16 号の修正案を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用するよう要求することを暫定的に決定した。ただし、リースの条件変更及びリース期間の変更に対するそのような適用が、事後的判断の使用によってのみ可能である場合は除く。審議会は、そのような状況で売手である借手に対し、当該リースについて予想されるリース料を、修正案を最初に適用する日において算定するよう要求することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこれらの決定に賛成した。1名は欠席した。

早期適用

審議会は、売手である借手が修正案を発効日よりも早く適用することを認めると暫定的に決定した。 14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

デュー・プロセス

審議会は、IFRS 第 16 号の修正案の公開草案について 120 日以上のコメント期間を与えることを暫定的に決定した。14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

14 名の審議会メンバー全員が、審議会は適用されるデュー・プロセスの手順に準拠してきており公開草案の書面投票プロセスを開始すべきであると納得していることを確認した。

公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した審議会メンバーはいなかった。

今後のステップ

審議会は公開草案を 2020 年第 3 四半期に公表する計画である。

IFRIC のアップデート(アジェンダ・ペーパー12B)

審議会はIFRS解釈指針委員会の2020年4月会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、2020年4月のIFRIC Updateで公表された(日本語訳)。

審議会は何も決定を求められなかった。

IBOR 改革と財務報告への影響 ― フェーズ 2

審議会は 2020 年 5 月 21 日に会合し、公開草案「金利指標改革一フェーズ 2」(公開草案)に対するこれまでのフィードバックに関して口頭でのアップデートを受けた。 コメント期間は 2020 年 5 月 25 日 に終了する。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は公開草案に対するフィードバックの分析について議論する。

開示に関する取組み ― 会計方針(アジェンダ・ペーパー20)

審議会は 2020 年 5 月 21 日に会合し、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の修正を提案した公開草案「会計方針の開示」に対するフィードバックについて議論した。

主要な利用者の特徴(アジェンダ・ペーパー20B)

審議会は、重要性がある会計方針の情報には、定型化された記述が含まれる場合や IFRS 基準の要求 事項を反復する場合がある旨を明確化するように IAS 第 1 号の第 117B 項の提案を修正すべきかどうか について議論した。

しかし、審議会は暫定的な決定には至らず、このトピックについて今後の会議でさらに議論する意向である。

企業が会計方針に関する情報を重要性があると考える可能性が高い状況の例示(アジェンダ・ペーパー 20C)

審議会は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28項から第31項に記述されている状況をIAS 第1号の第117B項の提案に追加しないことを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、第 117B 項(e)の提案における企業固有の会計方針の情報に関するガイダンスを、IAS 第 1号の第 117C 項の提案と合体させることを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

審議会は、規模、性質又はその双方の組合せにより重要性がある情報への言及を含めるように IAS 第 1号の第 117B 項の提案を修正することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」に関する設例(アジェンダ・ペーパー20D)

審議会は、企業の財務諸表に対して重要性があると判断される可能性があり開示すべきであるすべての企業固有の会計方針の情報を詳述するように設例Sの提案を修正することはしないと暫定的に決定した。その代わりに、審議会は設例Sを次のことによって修正することを暫定的に決定した。

- a. 設例 S の提案の内容をアジェンダ・ペーパー20C で提案された変更に合わせる。
- b. 設例において収益認識の時期は重要な判断と考えられる旨を明確化する。
- c. 取引価格がどのように履行義務に配分されるのかに関する情報も重要性がある会計方針の情報である可能性があると結論を下す。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は設例 T の提案を明確化することを暫定的に決定した。特に、審議会は、設例 T の提案を次のものに明示的に関連付けることによって当該設例の結論をよりよく補強することを暫定的に決定した。

- a. IAS 第1号の修正案(アジェンダ・ペーパー20C で提案された変更を含む)
- b. 「財務報告に関する概念フレームワーク」におけるガイダンス、「重要性がある」の定義(IAS 第 1 号の第 7 項)並びに企業の主要な利用者及び利用者の共通の情報ニーズを識別する方法に関する IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」におけるガイダンス

14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に替成した。

審議会は IFRS 実務記述書第2号について追加の設例を開発しないことを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、公開草案に示された提案について今後の会議で引き続き再審議する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation コピーライト © IFRS 財団 ISSN 1474-2675